

総社市告示第99号

総社市口座振替収納事務取扱要綱（平成17年総社市告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和3年9月9日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号を削り、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

改正後	改正前
<p>（取扱収納金） 第2条 口座振替により収納することができる公金は、次の各号に掲げるものとする。 （1）～（10）略</p> <p><u>（11）略</u> <u>（12）略</u> <u>（13）略</u> <u>（14）略</u> <u>（15）略</u> <u>（16）略</u> <u>（17）略</u> <u>（18）学校給食費</u></p>	<p>（取扱収納金） 第2条 口座振替により収納することができる公金は、次の各号に掲げるものとする。 （1）～（10）略 <u>（11）住宅新築資金等償還金</u> <u>（12）略</u> <u>（13）略</u> <u>（14）略</u> <u>（15）略</u> <u>（16）略</u> <u>（17）略</u> <u>（18）略</u></p>

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。